

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【普通出資(後配出資を含む。)]

1	発行者	農林中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	農林中央金庫法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	普通出資(後配出資を含む。)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	4,792,427百万円
	単体自己資本比率	4,792,427百万円
9	額面金額(4)	4,792,427百万円
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	会員勘定
	単体貸借対照表	会員勘定
11	発行日(6)	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	決算総会で決定
19	配当等停止条項の有無(12)	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	—
25	転換の範囲(15)	—
26	転換の比率(16)	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	なし
31	元本の削減が生じる場合(19)	—
32	元本の削減が生じる範囲(20)	—
33	元本回復特約の有無(21)	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	永久劣後ローン
36	非充足資本要件の有無(23)	なし
37	非充足資本要件の内容(24)	—

< 契約内容の詳細 >

(項番7) 一会員ごとに一議決権を割り当てる。

(項番18) 後配出資配当は普通出資配当よりも低位配当。配当順位は普通出資に同じ。

(項番35) 後配出資の残余財産の分配は額面。

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【永久劣後ローン】

1	発行者	農林中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	600,004百万円
	単体自己資本比率	600,004百万円
9	額面金額(4)	600,004百万円
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2019年3月29日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	2024年3月の利息支払日 全部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	資本欠格事由又は税務事由が生じた場合、主務省庁の事前承認を受けたうえで、全部を償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2024年9月以降の利息支払日 全部
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6M TORF+1.35809%
19	配当等停止条項の有無(12)	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	-
25	転換の範囲(15)	-
26	転換の比率(16)	-
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	-
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	あり
31	元本の削減が生じる場合(19)	①損失吸収事由の場合 ②実質破綻事由の場合 ③倒産手続開始事由の場合
32	元本の削減が生じる範囲(20)	全部削減又は一部削減
33	元本回復特約の有無(21)	あり
34	その概要	元本回復事由の場合、監督当局と協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	期限付劣後ローン
36	非充足資本要件の有無(23)	なし
37	非充足資本要件の内容(24)	-

<契約内容の詳細>

(項番15(7)及び16)損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由(下記にて定義)、劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省庁の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

(項番15(8))以下のいずれかの場合、損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由、劣後事由が発生・継続している場合を除き、農林中央金庫は主務省庁の事前承認を得たうえで、1か月前までの事前通知により償還可能

- ・資本欠格事由(監督当局と協議の結果、本契約に基づく借入が自己資本規制に照らして、その他Tier1資本調達手段として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合)が発生・継続している場合

- ・税務事由(日本の法令又はその運用もしくは解釈により、農林中央金庫にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされる場合)が発生・継続している場合

(項番31)・損失吸収事由とは、農林中央金庫が報告又は公表する単体および連結普通出資等Tier1比率が5.125%を下回った場合。ただし、報告又は公表までに監督当局に対し、元本削減が行われなくても単体および連結普通出資等Tier1比率が5.125%を上回ることが見込まれる計画を提出し、監督当局の承認が得られている場合を除く

- ・実質破綻事由とは、次の①または②いずれかの事由をいう

①監督当局が、(i)農水産業協同組合貯金保険法に定める危機対応措置を実施しなければ、本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ(ii)貯金等の払戻しを停止するおそれがあり、もしくは貯金等の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないことを認めた場合、②監督当局が、上記①の理由と同等もしくはこれに類する理由を、その時点にて有効な法令に基づき認めた場合

- ・倒産手続開始事由とは、農林中央金庫について破産手続もしくは民事再生手続開始の決定がなされ、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合

(項番34) 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても単体および連結普通出資等Tier1比率が十分高い水準に維持されることについて、監督当局の確認を受けており、かつ農林中央金庫の完全な裁量により、元本支払義務免除の消滅を決定している場合

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【期限付劣後ローン①】

1	発行者	農林中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	期限付劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	141,935百万円
	単体自己資本比率	141,935百万円
9	額面金額(4)	141,935百万円
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2024年11月29日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2035年3月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	2030年3月の利息支払日 全部又は一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	資本欠格事由又は税務事由が生じた場合、主務省庁の事前承認を受けたうえで、全部又は一部を償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2030年3月以降の利息支払日 全部又は一部
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6M TORF+1.3%
19	配当等停止条項の有無(12)	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	-
25	転換の範囲(15)	-
26	転換の比率(16)	-
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	-
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	あり
31	元本の削減が生じる場合(19)	実質破綻事由の場合
32	元本の削減が生じる範囲(20)	全部削減
33	元本回復特約の有無(21)	なし
34	その概要	-
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	なし
37	非充足資本要件の内容(24)	-

<契約内容の詳細>

(項番15(7)及び16)実質破綻事由(下記にて定義)又は劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省庁の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

(項番15(8))以下のいずれかの場合、実質破綻事由、劣後事由が発生・継続している場合を除き、農林中央金庫は主務省庁の事前承認を得たうえで、1か月前までの事前通知により償還可能

- ・資本欠格事由(監督当局と協議の結果、本契約に基づく借入が自己資本告示に定める自己資本規制に照らして、Tier2資本調達手段として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合)が発生・継続している場合
- ・税務事由(日本の法令又はその運用もしくは解釈により、農林中央金庫にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされる場合)が発生・継続している場合

(項番31)実質破綻事由とは、次の①または②いずれかの事由をいう

①監督当局が、(i)農水産業協同組合貯金保険法に定める危機対応措置を実施しなければ、本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ(ii)貯金等の払戻しを停止するおそれがあり、もしくは貯金等の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないことを認めた場合、②監督当局が、上記①の事由と同等もしくはこれに類する事由を、その時点にて有効な法令に基づき認めた場合

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【期限付劣後ローン②】

1	発行者	農林中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	期限付劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	500,895百万円
	単体自己資本比率	500,895百万円
9	額面金額(4)	500,895百万円
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2025年3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2035年3月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	2030年3月の利息支払日 全部又は一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	資本欠格事由又は税務事由が生じた場合、主務省庁の事前承認を受けたうえで、全部又は一部を償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2030年3月以降の利息支払日 全部又は一部
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6M TORF+1.3%
19	配当等停止条項の有無(12)	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	-
25	転換の範囲(15)	-
26	転換の比率(16)	-
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	-
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	あり
31	元本の削減が生じる場合(19)	実質破綻事由の場合
32	元本の削減が生じる範囲(20)	全部削減
33	元本回復特約の有無(21)	なし
34	その概要	-
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	なし
37	非充足資本要件の内容(24)	-

< 契約内容の詳細 >

(項番15(7)及び16)実質破綻事由(下記にて定義)又は劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省庁の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

(項番15(8))以下のいずれかの場合、実質破綻事由、劣後事由が発生・継続している場合を除き、農林中央金庫は主務省庁の事前承認を得たうえで、1か月前までの事前通知により償還可能

- ・資本欠格事由(監督当局と協議の結果、本契約に基づく借入が自己資本告示に定める自己資本規制に照らして、Tier2資本調達手段として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合)が発生・継続している場合
- ・税務事由(日本の法令又はその運用もしくは解釈により、農林中央金庫にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされる場合)が発生・継続している場合

(項番31)実質破綻事由とは、次の①または②いずれかの事由をいう

①監督当局が、(i)農水産業協同組合貯金保険法に定める危機対応措置を実施しなければ、本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ(ii)貯金等の払戻しを停止するおそれがあり、もしくは貯金等の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないことを認めた場合、②監督当局が、上記①の事由と同等もしくはこれに類する事由を、その時点にて有効な法令に基づき認めた場合

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【非支配株主持分】

1	発行者	協同住宅ローン株式会社 農中情報システム株式会社 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 農林中金バリューインベストメンツ株式会社 JAカード株式会社 農中JAML投資顧問株式会社 農林中金キャピタル1号投資事業有限責任組合 株式会社AgriweB
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	会社法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額 その他Tier1資本に係る基礎項目の額 Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額 なし その他Tier1資本に係る基礎項目の額 4,439百万円 Tier2資本に係る基礎項目の額 578百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面金額(4)	—
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—

11	発行日(6)	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	株主総会で決定
19	配当等停止条項の有無(12)	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	—
25	転換の範囲(15)	—
26	転換の比率(16)	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	なし
31	元本の削減が生じる場合(19)	—
32	元本の削減が生じる範囲(20)	—
33	元本回復特約の有無(21)	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	—
36	非充足資本要件の有無(23)	なし
37	非充足資本要件の内容(24)	—